

セーフティネット保証制度(4号:突発的災害(自然災害等))

■ 制度概要

自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

■ 対象中小企業者

1. 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
2. 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

■ 内容(保証条件)

対象資金：経営安定資金

保証割合：100%保証

保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

■ 必要書類

1. 認定申請書(2部)、添付書類(1部)
2. 会社案内書
3. 登記簿謄本(法人) / 住民票(個人事業主)
※コピーと一緒にご持参いただければ、原本は確認後お返しいたします。
4. 決算書の写し(法人) / 確定申告書(法人・個人事業主) ※直近の申告分
5. 月別売上票
6. 事業許認可証等(営んでいる事業全て)
7. (ある場合) 会社の事業内容の紹介する書類等

八王子市産業振興部産業振興推進課

電話：042-620-7252(直通)